

フェアいい鳥取もつと地産地消推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、フェアいい鳥取もつと地産地消推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、小売事業者等が地産地消の推進とフェアプライスプロジェクトを同時展開し、県民の地元食材への関心や愛着を高め、適正価格への理解を深めるために行う取組を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以下とする。
- 3 本交付金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と認められる場合は、この限りでない。
- 4 本補助金の主となる申請者は、原則として県内事業者とする。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として20日が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額に伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、原則として事業が完了の日の属する年度の2月28日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であつて、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第4号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑 則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度事業から適用する。

2 もっと「食パラダイス鳥取県」地産地消推進事業費補助金交付要綱（令和5年7月5日付第202300086743号鳥取県農林水産部長通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、令和6年度以前に旧要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表 （第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
フェアいい鳥取 もっと地産地消 推進事業	（1）スーパー等、食品を取り扱う小売業を営む事業者等。ただし、原則として、次の要件をすべて満たすこと。 ①県内事業者である法人又は個人事業主で、交付申請日前に営業を開始している者 ②交付申請日前に、農林水産物又は加工品を県内で営業する実店舗で販売している事業者 ③「食パラダイス鳥取県」アンバサダーに登録されている者又は交付申請と同時に「食パラダイス鳥取県」アンバサダー登録を申請している者 ※申請事業者は、もっと地産地消月間を含む事業実施期間中にポイント付与又はこれに相当する購入促進施策を行うこと。 （2）その他、市場開拓局長が認める者	9月1日から11月30日までの地産地消月間に、地産地消及びフェアプライスプロジェクトの浸透を図るために行う特設コーナーの設置等に係る次の経費 ・外注費 ・会場整備費 ・広告宣伝費等 その他、本補助事業に必要な経費で、市場開拓局長が必要と認めるもの	1／2	1事業者当たり 200千円 (年度内において1回限り)
	鳥取県農業協同組合中央会、農業協同組合	県と連携して、地産地消及びフェアプライスプロジェクトの取組の浸透を図るための広報費 その他、本事業に必要な経費で、市場開拓局長が必要と認めるもの	1／2	1事業者当たり 1,000千円 (年度内において1回限り)

※補助対象経費については、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

※補助対象経費のうち委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

フェアいい鳥取もつと地産地消推進事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

（1）事業内容（予定）

事業実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
実施スケジュール	（例：6月：商品企画、7月～8月：商品リリース、販売、9月効果検証）
事業内容	

※事業内容の欄に事業実施期間中に実施予定のポイント付与又はこれに相当する購入促進施策を記入すること。

（2）経費等

項 目	内 容	補助対象 経 費 （算定標準） A+B+C	負 担 区 分		
			県 (A)	市町村 (B)	その他 (C)
		円	円	円	円
合計					

（注） 1 内容欄に期間、内容等の詳細を記入すること。

2 事業実績の概要が把握できる写真、報告書等の成果物を添付すること。

3 他補助金の活用の有無（有・無）

（注）他補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

[

]

4 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※消費税の取り扱いについて当てはまるいずれかに○をすること。

5 事業完了（予定）年月日

年 月 日

※事業完了年月日とは、補助目的を達成し、かつ、補助対象経費の額が確定した日とする。

6 事業実施主体の概要

事業実施主体 の概要	名称			
	代表者職・氏名			
	所在地等	〒		
連絡先	職・担当者名			
	電話番号		FAX	
	メールアドレス			

フェアいい鳥取もつと地産地消推進事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村補助・助産					
その他補助・助産					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

3 添付書類

事業実施主体の組織構成が明らかになる書類

実績報告書を提出の際は、補助対象経費について、支払毎に経費区分、支払金額、支払先、支払日、支払方法を記載した一覧表を添付すること。ただし、支払件数が多数であることなどによりこれによりがたい場合は、証ひょう書の写しの保管などで代えることができる。

また、必要に応じて購入機器等の写真等を添付すること。

番 号
年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

職 氏 名

フェアいい鳥取もつと地産地消推進事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったフェアいい鳥取もつと地産地消推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算 定 基 準 額 金 円

(2) 交 付 決 定 額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、フェアいい鳥取もつと地産地消推進事業費補助金交付要綱（令和7年3月 日付第202400278883号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
名称
代表者名

フェアいい鳥取もつと地産地消推進事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあったフェアいい鳥取もつと地産地消推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分		課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳							

- (2) 課税売上割合 %
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法